

# 日本の国内象牙市場と違法取引

日本の違法輸出

**2.42t**  
(押収量)  
2011~2016

- 2011年以降違法な輸出が増加している
- そのうち95%は中国向け
- 日本の税関が押収したのは6%

## 国内古物市場を調査 (2017年5月~9月)

日本からの象牙の違法輸出が横行している

国内で象牙取引に関わる違法行為が横行している

骨董市・古美術街・観光エリア SECTION 4.4.4

73%の販売者が象牙製品の海外への持ち出し(違法輸出)可能と購入を促した

骨董市・古美術街・観光エリア SECTION 4.4.4

全形牙の陳列において違法行為(登録票の添付なし)を確認した

68%が登録票添付なし

登録票による合法性の証明が必要

観光エリア SECTION 4.4.2

中国系販売者による主に中国の消費者向けの新しい象牙製品の製造&販売を確認した

確認した象牙製品のうち99%以上は合法性不明

99% 全形牙以外の製品(合法性の証明が必要ない)

1% 以下 全形牙

オークション SECTION 4.1.2 / 4.5.1

オークションが違法輸出のための象牙の調達に利用されている

ネットオークション      オークションハウス

オークション SECTION 4.5.1

全形牙の出品において違法行為(登録票や登録番号の表示のない広告)を確認した

ネットオークション      オークションハウス

骨董業者 SECTION 4.5.2

50%の骨董業者が違法行為(未登録の全形牙の買取)を促した

中には海外への持ち出しを示唆する業者もいた

骨董業者 SECTION 4.3

違法取引(無登録の全形牙の取引)を行った骨董業者が摘発されたにもかかわらず不起訴となった

2017年には、27本の全形牙について計39名に関わる事件2件が発覚

国内の無規制な取引と違法行為に対する不十分な取り締まりが、違法輸出の温床になっている\*

\* 2018年には改正「種の保存法=絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が施行されるが、内容が限定的であり問題は解決できない

日本の国内市場はワシントン条約で閉鎖が勧告されている違法取引に加担する市場に該当

- 日本政府は
- 緊急に違法輸出と国内の無規制な取引・違法行為を阻止すべきである
  - 国内取引を停止し、厳格に管理された狭い例外\*2を検討
- 特に、匿名性が高く取り締まりの困難なオンライン取引はただちに停止すべきであり、関連企業にもこれを求める

\*1 「ワシントン条約=絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の第17回締約国会議(2016年)において、「密猟または違法取引に寄与する国内市場については閉鎖を求める」決議10.10(COP17で改正)が採択された

\*2 ワシントン条約の決議10.10(COP17で改正)では、密猟または違法取引に寄与しない取引を例外として認めている



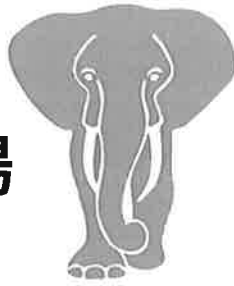
IVORY TOWERS

詳しくはトラフィック報告書『IVORY TOWERS』をご参照ください。  
報告書URL [https://www.wwf.or.jp/activities/data/20171220\\_wildlife01.pdf](https://www.wwf.or.jp/activities/data/20171220_wildlife01.pdf)



TRAFFIC  
the wildlife trade monitoring network

# 日本の国内象牙市場のこれから



アフリカゾウは、その牙(象牙)を狙った密猟の犠牲になっています。その数は年間2万頭以上。世界では、密猟や違法取引が深刻な国際犯罪として認識され、多くの国が水際対策強化や自国内での取り組みについての指針を示すようになってきています。

## 国際的には、象牙の「国内市場閉鎖」が叫ばれています。日本はこのままで良いのでしょうか？

国内の無規制な取引や不十分な取り締まりが、違法な輸出入を引き起こし、密猟を誘発します。それらは断固として防ぐ必要があります、各国がそれぞれに十分な対策を取らなければなりません。

ワシントン条約\*1では、「密猟または違法取引に寄与する国内市場は閉鎖を求める」という決議が採択されました。

現在、世界最大の市場を有する中国は、国の政策として国内市場閉鎖に向けて動いています。

### ① 日本は、「種の保存法\*2」を改正しました。状況が改善されるのではないのでしょうか？

日本政府は2017年6月、象牙の国内取引を規制している「種の保存法」を改正しました。しかし、内容が限定的で、日本からの違法輸出や、違法輸出につながる無規制な国内取引に対処し解決するものではありません。

### ② このままでは、日本の国内市場が違法取引に加担している状況を解決できません

### 「種の保存法」改正後も残る課題

事業者以外の全形牙\*3の所在が不明

製品の合法性が担保されていない

オンライン取引の規制が不十分

国内の業者が違法な輸出を助長している

## 日本は、象牙の違法取引と国内市場の問題にどのように取り組むべきでしょうか？

まずは、日本からの違法輸出を阻止し、国内の無規制な取引や違法行為を排除しなければなりません。そして、日本の国内市場がアフリカゾウの密猟を誘発することがないように、国内取引を停止し、厳格に管理された狭い例外を検討すべきです。

### ③ 日本政府は、野生生物の違法取引撲滅の重要性を認識した強いコミットメントを国際社会に示し、実効性のある政策を策定することが必要です

### 日本の国内象牙市場の問題

**大量の象牙の在庫**  
▶ 組織犯罪により密輸ルートから中国へ

✓ 把握し、管理する責任。  
違法な輸出は許されない！

**国内取引規制**  
▶ 違法行為や規制の抜け穴が違法輸出を誘発

✓ 厳格に管理された狭い例外  
以外は取引停止を！

**水際の取り締まり**  
▶ 押収件数が圧倒的に少ない※ ※象牙の需要が少ない欧州諸国との比較  
▶ 中国への違法輸出の増加

✓ 違法輸入・輸出を許さない  
強固な監視体制を！

**国際社会の努力を阻害**  
▶ ワンオフ・セール輸入国としての責任を果たしていない  
▶ アフリカゾウ生息国からも非難の声

✓ 中国の国内市場閉鎖の  
妨げになってはならない！

### 解決に向けて政府に求めること

環境省	・ 事業者以外が所有する全形牙の登録の義務化
環境省 × 経済産業省	・ オンライン取引の停止 ・ 国内取引停止措置の検討開始
税関 (財務省)	・ 中国当局と連携し組織的密輸を防止 ・ 水際監視体制の見直し
外務省	・ 国際的な連携強化を支援



\*1 ワシントン条約 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約  
\*2 種の保存法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律  
\*3 全形牙 1本の形状を残す牙の状態の象牙(磨牙、彫牙を含む)

